

適格機関投資家等特例業務の制度改正を踏まえた監督上の着眼点等

大井 修平 金融庁監督局証券課課長補佐

大久保明敏 関東財務局理財部証券監督第三課上席調査官

一丸 堅司 金融庁監督局証券課資産運用室
適格機関投資家等特例業務第一係長

岩元 弘考 金融庁監督局証券課資産運用室
適格機関投資家等特例業務第二係長

一 はじめに

平成二八年三月一日、「金融商品取引法の一部を改正する法律」（平成二七年法律第三二号。以下「改正法」という）が関係政府令等の改正（改正法と併せて、以下「本改正」という）とともに施行され、適格機関投資家等特例業務（いわゆる「プロ向けファンド」。以下「特例業務」という）制度について、ファンドへの信頼確保、成長資金の円滑な供給および投資者被害の適切な防止の必要性から制度全体が見直された。

本稿では、一般投資家への被害発生が問題化していた特例業務の問題点への対応として、新たに導入された規制の理由・背景等を解説する

とともに、今回の制度改正の目的や、過去の問題事案の発生原因や傾向を踏まえた監督上の着眼点を示し、特例業務の届出制度を利用する関係者や実務担当者の理解を深めていただき、今後の円滑な業務運営の一助にならんことを目的としている（注二）。なお、本稿において意見にわたる部分は、筆者らの個人的な見解を述べたものであることを申し添える。

二 特例業務をめぐる被害の態様や問題

従前、特例業務については、組合契約等に基づく収益の分配等を受ける権利について、届出のみで一般投資家を含めて私募を行うことが可能となっており、勧誘に際して契約締結前書面

目次

- 一 はじめに
- 二 特例業務をめぐる被害の態様や問題
- 三 改正の概要と監督上の着眼点
 - 1 改正の概要
 - 2 投資者の範囲の制限
 - 3 実態を伴わない適格機関投資家の排除
 - 4 特例業務届出者に関する事項
 - 5 特例業務届出者に課される行為規制等
 - 6 行政処分
- 四 経過措置
- 五 おわりに

交付義務、説明義務、断定的判断の提供の禁止などの行為規制は課されておらず、登録制でないこともあり、行政処分の対象となっていないかった。

旧制度の下では、特例業務をめぐる被害の態様や問題として、たとえば、

- ・ 投資経験の乏しい一般投資家や高齢者が投資被害にあっている。
- ・ 問題のある特例業務届出者については、適格機関投資家に問題が認められるものが多い。

・ 特例業務届出者の人的・財産的基礎に問題がうかがわれる。

・ 特例業務届出者の業務について、虚偽告知、出資金の流用等の多数の法令違反行為等が認められる。

等が報告されている（注二）（注三）。

三 改正の概要と監督上の着眼点

1 改正の概要

前記二で挙げた問題等に対応する本改正による規律は種々のものがあるが、主として、投資者の範囲の制限、実態を伴わない適格機関投資家の排除、特例業務届出者に係る欠格事由の導入、届出書の記載事項の拡充・公衆縦覧、行為規制の拡充等が挙げられる。また、これらに伴い、従前は行政処分（業務改善・停止命令等）の対象とされていなかった特例業務届出者に対する行政処分を導入し、罰則も強化され、全般的にエンフォースメント（法執行の行政権限）が強化された。

2 投資者の範囲の制限

従来、特例業務に出資することができ適格機関投資家以外の者の範囲については、四九名以下という人数制限はあるものの、投資家の投資判断能力に係る資質に関する要件（投資性金融資産や投資経験）は無限定であった。しかし、本来はプロ向けの制度であることを踏まえつつ、一方でファンドと関係の深い一般投資家も出資しているという特例業務の実態等を考慮し、投資判断能力を有する一定の投資家および特例業務届出者と密接に関連する者に限定することが適当であるとの考え方に基づき、本改正

では、投資者の範囲を限定的に列挙した（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という）一七条の二第二項）。ただし、ベンチャー・ファンドについては、成長資金を円滑に供給するなどの役割があること等を踏まえ、一定の要件の充足を前提に、出資することができ適格機関投資家以外の者の範囲が同条項に規定する者に加え、投資に関する知識および経験を有するもの（以下「ベンチャー・ファンド特例出資者」という）も含むこととされた（同条二項、金融商品取引法等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という）一三三三条の三）。

この点、特例業務届出者は、限定された投資者の要件に該当する者（以下「特例業務対象投資家」という）であることが適切に確認された者以外の者に対するファンド持分の取得勧誘が行われないよう、勧誘する顧客が特例業務対象投資家の要件を満たすことを確認し記録する必要がある。その際、特例業務対象投資家に該当することの確認結果およびその該当性の根拠が書面化されているか、出資要件を満たさない顧客に出資させるため、顧客に事実と異なる資産状況等の申告を誘導していないか、これらの実施状況について特例業務届出者が必要に応じて検証を行っているかなど、適正な勧誘に努めているか等が監督当局による検証の際の留意事項となる（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という）Ⅸ-1-1（1）①）。

3 実態を伴わない適格機関投資家の排除

特例業務は、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの運用状況等の適正性がある程度確保されることが期待されているものと考えられるが、出資者としての適格機関投資家の実態を伴わないものである場合（特に投資事業有限責任組合に問題が多く認められた）や形骸的な出資を行うようなものなど、適格機関投資家に問題がみられる事例が少なくない。

(1) すべての適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合

そこで、本改正では、特例業務として認められない場合として、適格機関投資家が投資事業有限責任組合のみであって、当該投資事業有限責任組合が五億円以上の運用資産残高（借入れを除く）を有しないことを定めている（金融商品取引法（以下「法」という）六三条一項一・二号、金商業等府令二三四条の二第一項一・二項一）。

当該要件については、特例業務に係る届出を行った時点のみならず、特例業務を行う間、引き続き、当該要件に該当しないことが求められる（注四）。また、特例業務届出者において、定期的に当該要件に該当していないことの確認を行い、仮に当該要件に該当することとなった場合には、直ちに特例業務を停止し、速やかに当局に報告を行った上で、当該要件を充足するた

めの対応を行う必要があるものと考えられる。今後の監督上の対応においては、届出書類の添付書類として規定された当該要件に該当しないことを証する書類（金商業等府令二三八条の二第一項三号イ・四号イ）や、事業年度ごとに提出される事業報告書（法六三条の四第二項）により、当該要件への該当性を確認し、必要に応じて対応を検討することとなる。

判断

(2) 適格機関投資家の出資が形骸的かどうかの判断
また、本改正では、「適格機関投資家が特例業務届出者の子会社等である適格機関投資家のみであることその他の事情を勘案して法第六十三條第一項各号に掲げる行為を適切に行っていないと認められる状況」に該当することのないように業務を行わなければならないとしている（法四〇条二号、金商業等府令一二三条一項三〇号）。

当該状況としては、たとえば、適格機関投資家の出資額や出資割合が著しく低くなっている場合に、適格機関投資家が、特例業務届出者からほとんど実体のない業務に対する対価として報酬を受け取ったり、特例業務届出者の子会社等や関連会社等で実体のないものとなっていることよって、実際には適格機関投資家としてファンド持分を取得または保有していないと実質的に評価し得るような、形骸的な出資の状況等が挙げられる（監督指針Ⅰ―一二(2)）。その判断は個別事案ごとに実態に即して行わ

れるべきものであり、適格機関投資家の出資額や出資割合が著しく低い状況についても、一律の基準を設けるのではなく、具体的事情を考慮して、適格機関投資家の実在性が疑われるかどうかといった観点から判断されるべきものと考えられる。

(3) 適格機関投資家に問題が認められた事例

過去にも、形骸的な適格機関投資家による出資の状況が認められたケースが存在する。たとえば、特例業務の届出を行った金融商品取引業者について、当該金融商品取引業者が特例業務として運営するファンドに出資を行う唯一の適格機関投資家が、当該金融商品取引業者自身が運営する別のファンド（投資事業有限責任組合）となっており、一名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘とは認められず、特例業務の要件を満たさないものと判断された。

また、最近の事例として、あたかも適格機関投資家（金融商品取引業者）からの出資があるかのような外形（実態は形骸的な出資）を作出し、結果的に特例業務届出者による投資者被害等の問題が発生しているものが認められた。適格機関投資家である当該金融商品取引業者については、特例業務届出者からほとんど実体のない業務を内容とした契約に係る報酬を受領することを条件に出資を行うという形骸的な出資行為を行っており、このような行為は、特例業務について、適格機関投資家による出資を要件としている法の趣旨をないがしろにするものなど

として、当該金融商品取引業者に対して行政処分が行われた（注五）。

今後、このような形骸的な適格機関投資家による出資が疑われる特例業務届出者に対しては、実態把握を行った上で、特例業務の要件を満たしていない無登録での金融商品取引業への該当性のみならず、前記(2)の金商業等府令一二三条一項三〇号に規定する状況への該当性を検証し、監督当局として厳正に対処していくべきものと考えられる。

4 特例業務届出者に関する事項

(1) 欠格事由

金融商品取引業と同様に、特例業務を行うに当たっては一定の資質が求められることから、改正法により欠格事由が導入された。具体的には、金融商品取引業の登録拒否要件の一部のほか、役員または政令で定める使用人のうちに暴力団員または暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者のある者等を欠格事由として規定している（法六三条七項）。

特例業務の届出を行う者が外国法人または外国に住所を有する個人（以下「外国法人等」という）である場合、国内における代表者または代理人（以下「国内代表者等」という）を定めていない者は欠格事由に該当する旨、規定している（法六三条七項一・二号二）。

この国内代表者等とは、特例業務を行う外国法人等に代わり、行政庁との窓口対応を担う性

格のものであり、外国法人等である特例業務届出者に対して国内に人的・物理的な拠点の設置を求めるものではなく、たとえば、国内の弁護士や公認会計士などを国内代表者等として定めることも可能であると考えられる(注六)。

なお、これまでの検査・監督の際に、外国法人等である特例業務届出者の役員等が不在または連絡がとれないといったケースも確認されていることから、今後は、当該外国法人等が選任する国内代表者等と連絡がとれる状態にあるかに着眼して、届出事項の確認を行うこととしている(監督指針Ⅰ-1-1(1)⑦)。

(2) 届出書の記載事項の拡充

本改正により、特例業務を行う者があらかじめ届け出なければならない事項の拡充および添付書類の追加等がなされた(法六三条二項・三項、金商業等府令二三八条、二三八条の二)。これを踏まえ、監督当局は、たとえば、以下の事項を主な着眼点として、届出事項に関して必要な確認を行うこととしている。

① 適格機関投資家の要件の確認

本改正の経緯を踏まえれば、特例業務に係る届出書において適格機関投資家として届け出られた者が、真に適格機関投資家の要件に該当するかは、重要な確認事項である(監督指針Ⅰ-1-1(1)④)。また、前記3(1)に述べた状況に該当しないかについても同様である。

これらに関連して、実務上は、適格機関投資家の名称や適格機関投資家以外の投資家の有無

などの項目については、届出時点において未定である場合も想定される。そのような場合にも、届け出る業務内容が特例業務の要件を満たすことが見込まれていることを届出時点で示すために、該当箇所に「未定」と記載して提出するのではなく、届出時点における見込みを記載する必要はある(金商業等府令別紙様式第二〇号第三面注意事項1および同様式記載例)。また、見込みとして記載した内容について届出後に変更があった場合には、遅滞なく変更届出を行う必要がある。

② ファンドの総出資額に占める「密接な関係を有する者」および「ベンチャー・ファンド特例出資者」の出資割合

特例業務の出資者の範囲については、基本的には適格機関投資家を対象とするという特例業務制度の趣旨を踏まえれば、出資者の大宗が投資判断能力を有する一定の投資家以外の者が占めることは適当ではないと考えられる(注七)。

これを踏まえ、本改正では、特例業務として認められない場合として、ファンドの総出資額に占める「密接な関係を有する者」(注八)および「ベンチャー・ファンド特例出資者」(注九)の出資割合が二分の一以上であることを定めている(金商業等府令二三四条の二第一項二号・二二号)。

当該要件への該当性の確認については、届出書の添付書類として規定された、「密接な関係を有する者」および「ベンチャー・ファンド特

例出資者」が出資または拠出をする金銭その他の財産の総額等に関する書面(金商業等府令二三八条の二第一項三号ロ・四号ロ)や、事業年度ごとに提出される事業報告書により行うこととなる。

なお、前記(1)の欠格事由ならびに①および②についても、届出時点のみならず、届出後も特例業務の要件を満たしていることが必要であること、当該要件を満たさなくなった場合に対応が必要であることは前記3(1)と同様である。

③ 営業所等の確認

本改正により、主たる営業所または事務所に加え、新たに、特例業務を行う営業所または事務所の届出が義務づけられたため、特例業務届出者においては、主たる営業所または事務所および特例業務を行うすべての営業所または事務所を監督当局に届け出る必要がある。また、届け出た営業所または事務所の名称、所在地または電話番号に変更が生じた場合にも、遅滞なく変更届出を行う必要があることに留意すべきと考えられる。

これまで、特例業務の届出を行う者の実在性が疑われるケースが散見されており、届け出られた営業所または事務所が、いわゆるパーチャルオフィスとなっていないかを届出時の着眼点の一つとしてきたところである。今後はこれに加え、たとえば、届け出られた唯一の営業所が短期間の契約によるレンタルオフィスである場合には、当該営業所以外の場所でも特例業務を

行っていることが想定されることから、ヒアリング等により実態把握に努めることとしている（監督指針Ⅹ－Ⅱ－Ⅰ(1)(8)）。

④ 廃止の届出

特例業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととされている（法六三条の二第三項二号）。

これまで、特例業務の廃止の届出があった場合には、投資被害の拡大防止の観点から、必要に応じて、ファンドの清算に向けた計画や顧客に対する返金の状況等について確認を行っているが、本改正において、こうした確認を行うことを監督指針において明確化したところである（監督指針Ⅹ－Ⅱ－Ⅰ(1)(9)）。

(3) 届出事項の一部の公衆縦覧

改正法では、投資家がファンドや特例業務届出者に係る情報収集を行うことを可能とする観点から、内閣総理大臣は、特例業務届出者について、届出事項の一部を公衆の縦覧に供しなければならぬとされている（法六三条五項、金商業等府令二三八条の四）（注一〇）。

また、特例業務届出者自身においても、届出を行ったときは、遅滞なく、届出事項の一部を記載した書面を作成し、届出書に記載したすべての営業所または事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、またはインターネットの利用その他の方法による公表を行わなければならない（法六三条六項、金商業等府令二三八条の五）。

特例業務届出者が外国法人等である場合に

は、国内に営業所または事務所を設けないことも想定されるが、その場合にはインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧できるよう公表を行うことが必要であると考えられる。なお、当該公表については、当該特例業務届出者が、国内代表者等、運用会社または管理会社等に委託して行うこともできるものと考えられる（注一一）。

また、公衆縦覧等を行う事項が届出事項の一部となっている点に関しては、届出事項のうち、

- ① 外国法人等である場合に求められる国内代表者等の状況

② 適格機関投資家の商号、名称または氏名については、公衆縦覧等を行うべき事項とはなっていない（金商業等府令別紙様式第二〇号の二）。

5 特例業務届出者に課される行為規制等

特例業務届出者に対する行為規制については、従来、虚偽告知の禁止、損失補てん等の禁止のみを適用することとしてきたが、届出制の下でも、登録制の場合と同様の規定を設けることが適当と考えられることから、ファンドの販売およびその財産の投資運用に係る取引の公正等を確保するために必要な行為規制を適用することとしている（法六三条一一項）。なお、プロ間の自由な取引を阻害しないようにする観点から、いわゆる特定投資家制度（法第三章第一節第

五款、法四五条参照）が適用される。

また、本改正により、業務に関する帳簿書類の作成・保存、事業報告書の作成・提出および説明書類の作成・公表が新たに義務づけられた（法六三条の四第一項―三項）。

特例業務届出者に対して、金融商品取引業者と同様に種々の行為規制等が適用されることに伴い、特例業務に対する監督上の着眼点も多岐にわたるところ、監督指針Ⅹ－Ⅱ－Ⅰにおいて、金融商品取引業者に関する規定を多く準用しつつ、Ⅹ－Ⅱ－Ⅰにおいて特例業務に係る特有の着眼点を示している。以下、それらの規定のうち、監督当局および特例業務届出者の双方に係る主な留意点を説明する。

(1) 適合性の原則

特例業務対象投資家に対する勧誘の際に留意すべき点については前記2のとおりであるが、特例業務対象投資家であっても、特定投資家に該当しない者に対する勧誘には、適合性の原則が適用される（法四〇条一号）。そのため、たとえば、顧客の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的を記載した顧客管理票等を作成し、投資目的・意向を顧客と共有する（ただし、顧客の資産の状況や投資判断能力が外形的に明らかな場合にまで、一律に顧客管理票等の作成を求めるものではない）等により、顧客の属性等および取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立できているかが監督上の着眼点となる（監督指針Ⅹ－Ⅱ－Ⅰ(1)(2)

イ)。なお、一般投資家である顧客から特定投資家への移行の申出（法三四条の三）を受けた際に、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的を勘案することなく、当該移行を承諾すべきではない（監督指針ⅩーⅠー①②ロ）。

また、高齢顧客には、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、より慎重な勧誘・販売態勢の確保が求められる（監督指針ⅩーⅠー①②ハ）。ファンドの販売後においても、たとえば、販売したファンドに関する情報提供を行う際に、顧客の投資意向や体調の変化等を把握し、顧客の状況に応じた対応を行うなど、丁寧なフォローアップが求められる。

(2) 運用報告書

運用報告書の作成・交付については、これまで、特例業務届出者をめぐる被害事例における問題点として、運営内容に関する十分な情報提供が行われていないことが指摘されていたことを踏まえ、特例業務届出者に対して、新たに顧客に対する運用財産の状況等に係る情報開示を義務づけるものである（法六三条二項、四二条の七）。

(3) 帳簿書類・事業報告書等

① 帳簿書類

本改正により、特例業務届出者についても、金融商品取引業者と同様に、業務の適切性や財務の健全性を確保し、監督・検査を実効的かつ

迅速に行うことを可能とするため（注二二）、業務に関する帳簿書類を作成・保存させることとした（法六三条の四第一項）（注一三）。

② 事業報告書等

特例業務届出者の監督を適切に行うためには、特例業務届出者の業務の状況等を把握する必要があるとの観点から、事業年度ごとに事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出することが義務づけられた（法六三条の四第二項）。事業報告書の記載事項については、金商業等府令別紙様式第二一号の二において定められているが、さらに、記載すべき内容の明確化を図る観点から、金融庁ウェブサイト等において、記載例を公表しているので参考にされたい（注一四）。

事業報告書の提出方法については、原則として、「金融庁業務支援統合システム」を利用して提出を求めるとしている（監督指針Ⅲー三ー四）。これは、事業報告書の記載事項のうち類型化できる事項については選択方式とした様式を、オンラインで報告を行うこととする（注一五）により、特例業務届出者の事務負担の軽減を図りつつ、特例業務届出者に対する効率的なオフサイト・モニタリングを実現するための対応である。

なお、金融庁および財務局等では、ファンドの販売または運用を行う業者に対して報告を求めることによりファンドの実態調査（以下「ファンドモニタリング調査」という）を行い、年に

一度調査結果を公表しているが（注一六）、ファンドモニタリング調査の調査項目（図表1）と、特例業務届出者が作成する事業報告書の記載事項との間に多くの重複がみられることから、重複の解消に向けて検討を行うこととしている（注一七）。

また、特例業務届出者は、事業年度ごとに、説明書類を作成しまたは事業報告書の写しを、一年間、届出書に記載したすべての営業所または事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、またはインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととされた（法六三条の四第三項）。説明書類の様式（金商業等府令別紙様式第二一号の三）については、事業報告書の様式のうち、出資者の詳細な情報やファンドの資産構成など営業秘密に該当し得る事項を省いたものとなっている。なお、説明書類の公衆縦覧等の方法等に係る留意事項については、基本的に届出事項の一部の公衆縦覧等と同様であることから、前記4(3)を参照されたい。

6 行政処分

従前、投資者保護上問題が認められた特例業務届出者に対しては、行政処分権限が付与されていない中、①直ちに問題行為を取りやめるよう警告書の発出を行い、②投資家への注意喚起の観点から、当該届出者の名称、所在地、代表者の氏名、問題行為の内容等を金融庁および財務局等のウェブサイトで公表するとともに、③

〔図表1〕 特例業務届出者に対するファンドモニタリング調査の主な調査項目

- ・ 基本情報（ファンド名、設定日、私募または運用の別、組合形態、商品分類）
- ・ 出資者の数、主な出資者属性別の出資割合、個人の出資者の有無
- ・ 適格機関投資家の数、出資額、出資割合
- ・ 直近1年間の私募の額
- ・ 運用財産額、純財産額、投資対象地域 等

〔図表2〕 金融商品取引業者に対する行政処分の内容の検討に係る要素（監督指針Ⅱ-5-2）

- (1) 当該行為の重大性・悪質性
 - ① 公益侵害の程度
 - ② 利用者被害の程度
 - ③ 行為自体の悪質性
 - ④ 当該行為が行われた期間や反復性
 - ⑤ 故意性の有無
 - ⑥ 組織性の有無
 - ⑦ 隠蔽の有無
 - ⑧ 反社会的勢力との関与の有無
- (2) 当該行為の背景となった経営管理態勢および業務運営態勢の適切性
 - ① 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
 - ② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。
- (3) 軽減事由

警察当局等の関係機関への情報提供を行い、投資者被害の拡大防止に努めてきたところである。

改正法施行後においても、問題行為が認められた特例業務届出者に対しては、引き続き厳しく対応を行っていく必要があるが、過去に警告書を発出した特例業務届出者に対しては、現状の業務運営状況の確認を行い、問題のある状況が継続している、または新たな問題行為等が認められる場合には、行政処分を含めた厳格な対応を行っていく（注一八）。

個々の行政処分の内容を検討するに当たっては、金融商品取引業者に対して行政処分を行う

際の留意点（監督指針Ⅱ-五-二）（図表2）を特例業務届出者に準用している（同指針Ⅱ-六）とあり、基本的には金融商品取引業者に対して行政処分を行う際と同様の考え方で検討することとなるが、特例業務の特性を踏まえる必要もあるものと考えられる。たとえば、これまでに認められた問題点を踏まえれば、投資経験の乏しい一般投資家や高齢者を相手方として投資被害が発生している場合には、問題となっている行為の重大性・悪質性について深度ある検証を行い、厳正な行政処分を行う必要があると考えられる。また、特例業務届出者においては、金融商品取引業者とは異なり、人的構成要件や体制

整備義務が課されていないことを踏まえれば、金融商品取引業者に比べ、経営管理態勢や業務運営態勢の検証の必要性は相対的に低くなると考えられる。

四 経過措置

(1) 出資者の範囲の制限

改正法施行の際現に旧法六三条一項二号の運用行為に係る特例業務を行っている旧法特例業務届出者（旧法六三条三項に規定する特例業務届出者をいう）および旧法届出金融商品取引業者等（旧法六三条の三第一項の規定による届出した金融商品取引業者等をいう）は、施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利の運用に係る特例業務（以下「旧法特例投資運用業務」という）を引き続き行うことができる（改正法附則二条一項）。ただし、改正法施行後に新たに取得勧誘を行う場合については、改正法の要件を満たすものである必要がある。

(2) 特例業務として認められない場合

旧法特例投資運用業務については、金商業等府令二三四条の二（前記三三(1)および四(2)参照）の適用はない（改正法附則二条二項・三項）。

(3) 欠格事由

① 金融商品取引業の登録拒否要件の一部
改正法施行の際現に法六三条七項一号イもしくはロまたは二号イもしくはロに該当している旧法特例業務届出者が、引き続き当該条項に該

当している場合には、施行日から五年を経過する日までの間は適用がない（改正法附則五条一項）。

② 外国法人等の国内代表者等

改正法施行の際現に法六三条七項一号二または二号二に該当している旧法特例業務届出者が、引き続き当該条項に該当している場合には、施行日から六月を経過する日までの間は適用がない（改正法附則五条二項）。

③ 外国金融商品取引規制当局の保証

改正法施行の際現に法六三条七項一号ホまたは二号ホに該当している旧法特例業務届出者が、引き続き当該条項に該当している場合には、適用がない（改正法附則五条三項）。

④ 暴力団員等に関するもの

経過措置は設けられていない。

(4) 追加の届出義務等

旧法特例業務届出者および旧法届出金融商品取引業者等は、施行日から六カ月以内（平成二八年八月三十一日まで）に届出事項・添付書類の追加提出を行わなければならないこととされている（改正法附則三条）。なお、追加提出を行う前に改正前の届出事項（本店所在地や役員等）に変更があった場合には、改正前の様式で届出を行うことができる（金商業等府令改正府令附則六条）。

(5) 事業報告書および説明書類

特例業務に係る事業報告書および説明書類については、施行日以後に開始する事業年度に係

るものから適用されることとなる（改正法附則六条）。たとえば、三月末が事業年度末である特例業務届出者については、平成二八年四月～平成二九年三月期に係る事業報告書および説明書類から適用されるため、事業報告書を平成二九年六月末までに金融庁業務支援統合システムを利用して提出し、説明書類を同年七月末までに、届け出たすべての営業所または事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、またはインターネットその他の方法により公表する必要がある。

(6) 運用報告書

運用報告書に係る規定については経過措置が設けられていないため、改正法施行とともに適用されるが、どの対象期間について作成すべきかについては必ずしも明らかではない。この点、改正法の施行日より前に、顧客に対して任意で運用報告書を作成・交付していた者も多いと考えられるが、そのような者については、改正法施行日以後にはじめて到来する当該任意の運用報告書の期間の終了日の日から開始する対象期間（六カ月以内（ベンチャー・ファンダ特例の要件（施行令一七条の二第二項）を満たす場合は一年以内）である必要がある）について、当該対象期間経過後、遅滞なく運用報告書を作成・交付する必要があると考えられる。任意の運用報告書を交付していなかった者については、改正法施行日以後に新たに対象期間を設定し、当該対象期間経過後、遅滞なく運用報告書を作成・交付する必要があると考えられ

る。

(7) その他

行為規制（法六三条一項）、帳簿書類の作成・保存について経過措置は設けられていない。なお、帳簿書類の作成・保存の適用時期については、基本的に改正法の施行日以後に行う特例業務に係るものについて義務づけられる。したがって、既存の特例業務届出者においては、たとえば、改正法の施行日より前に私募を行ったファンドについて、契約締結前書面等を遡及して作成する必要はないが、施行日以後に行うファンドの運用行為に係る運用明細書については、作成する必要がある。

五 おわりに

前述のとおり、特例業務に関しては、投資者被害の実態を踏まえ、さまざまな規制が追加あるいは強化されているが、本改正の目的は、「成長資金の円滑な供給を確保しつつ」、投資者の保護を図ることにある。当局としては、新制度導入の段階から、特例業務の制度趣旨を十分に理解した上でその業務を適切に行っている、または行おうとする者に過度の負担を与えないよう、新制度等の概要、新規・既存業者ごとの手続の概要等、各種様式やその記載例等の作成等を金融庁ウェブサイト（注一九）等において公表するなどその周知に努めてきた。

他方で、業務改善・停止・廃止命令等の監督

権限も整備されたことから、問題業者に対しては、厳格に検査や監督上の対応を行っていくこととなる。拡充された届出事項や行為規制、帳簿書類、事業報告書等は、問題業者による被害の未然防止、早期発見、改善是正等に資するものと思われ、その結果として、この特例業務への信頼が確保・維持され、今後、さらに一層、成長資金の円滑な供給につながることを期待している。

このような観点を踏まえ、当局としては、特例業務に係る業務の適切性等をモニタリングしていく所存である。

(注一) 改正法の解説については、田原泰雅監修『逐条解説二〇一五年金融商品取引法改正』(商事法務 二〇一六)、関係政府令等の解説については、古角壽雄ほか「平成二七年改正金融商品取引法に係る政府令等の改正の解説(上)」「適格機関投資家等特例業務の見直し等」(本誌 二〇一五号(二〇一六) 四頁および二〇一六号(同) 三二六頁を参照されたい)。

(注二) 報告書(金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ報告」投資家の保護及び成長資金の円滑な供給を確保するためのプロ向けファンドをめぐる制度のあり方)を参照。なお、同報告書は金融庁ウェブサイトに(http://www.fsa.go.jp/sing/sing_kinyu/foim20150128-1.html)に公開されている。

(注三) 証券検査で判明した問題事例等については、証券取引等監視委員会証券検査課「適格機関投資家等特例業務届出者に関する証券検査の

状況」(金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」第二次会議(平成二六年一月二四日)資料一)を参照。

(注四) 平成二八年二月三日付金融庁「平成二七年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下「パブリックコメント」に対する考え方)という No.134等参照。

(注五) 平成二七年九月一八日付金融庁「平成二七事務年度 金融行政方針」(II 3⑩ウ) 適格機関投資家等特例業者への対応は、「問題業者に適格機関投資家として出資している金融商品取引業者等についても、厳正に対処する」としている。

(注六) パブリックコメントに対する考え方 No.324 等参照。

(注七) 金融審議会・前掲(注二)六頁注八参照。

(注八) 金商業等府令二三三条の二第一項二号、六号までに掲げる者(ただし、適格機関投資家、施行令一七条の一二第一項各号(六号を除く)のいずれかに該当する者ならびにファンド資産運用等業者の役員、使用人および親会社等を除く)を指す。

(注九) 金商業等府令二三三条の三各号に掲げる者(ただし、適格機関投資家、施行令一七条の一二第一項各号(六号を除く)のいずれかに該当する者ならびにファンド資産運用等業者の役員、使用人および親会社等を除く)を指す。

(注一〇) 経過措置により、内閣総理大臣による届出事項の公衆縦覧については、施行日から起

算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は適用されない(改正法附則四条)。

(注一一) パブリックコメントに対する考え方 No.305等参照。

(注一二) 特例業務届出者に対する検査に際して、法定帳簿等の必要な書類が確認できないケースがある旨指摘されていた(証券取引等監視委員会証券検査課・前掲(注三)三頁)。

(注一三) 特例業務届出者が作成・保存すべき帳簿書類の具体例については、古角ほか・前掲(注一) 本誌二〇一五号八頁を参照されたい。

(注一四) 平成二八年二月三日付金融庁「適格機関投資家等特例業務等を行うみなさまへ」(<http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160203-2.html>)。

(注一五) パブリックコメントに対する考え方 No.401等参照。

(注一六) 金融庁「ファンドモニタリング調査の集計結果について」(<http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20151008-1.html>)。

(注一七) パブリックコメントに対する考え方 No.448参照。

(注一八) 金融庁・前掲(注五)は、「過去に警告書を発出した等の問題業者に対し、必要に応じて、検査や監督上の対応を行う」としている。

(注一九) 金融庁・前掲(注一四)参照。

おおい・しゅうへい
おおくぼ・あきとし
いちまる・けんじ
いわもと・ひろたか